

米子公共職業安定所における個人情報漏えいの発生について

鳥取労働局（局長 平川 雅浩）は、米子公共職業安定所（所長 田中 裕一）において発生した個人情報の誤交付による漏えいについて、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

米子公共職業安定所（以下「米子所」という。）において、紹介先の事業所Dからの申し出で、職員Aが誤って求職者Bさんの氏名・求職番号が印字された紹介状を求職者Cさんに交付したことが判明したものと。

2 事実経過

- (1) 令和6年4月22日11時20分頃、職員Aは、紹介のため求職者Bさんの名前を事業所Dに電話で伝えた。その際、職員Aは削除したつもりだった求職者Cの管理情報が残ったまま、求職者Bの管理情報を表示し、相談後求職者Cさんの記録と気づかないまま紹介状を作成、さらに手交時に求職者Bに対し書類が本人のものである確認を取らないまま、交付するに至った。
- (2) 令和6年4月22日13時30分頃、事業所Dから、電話で紹介を受けた求職者Bさんの名前と、求人者マイページ※に記録されている名前（求職者C）が違うとの連絡があったことから紹介状の誤交付が判明し、個人情報の漏えいの事実を把握した。
- (3) 速やかに紹介記録を確認し、誤った求職者Cへの紹介記録を抹消したうえで、求職者Bへの紹介記録を入力し、求人者マイページに記録されていた求職者Cの名前の削除と求職者Bの名前があることを事業所Dに確認した。
- (4) 同日、米子所管理者は、求職者Cさんと事業所Dに電話し個人情報の漏えいについて謝罪するとともに、求職者Bに対面で謝罪し、求職者Cさんの名前で印字された紹介状等の書類の回収を行った。

※求人者マイページ：求人者がハローワークから紹介された求職者の情報（紹介状など）の確認、メッセージの作成・確認、選考結果のハローワークや求職者への連絡（登録）ができる機能を有する。

3 発生原因

職業紹介時の基本動作と個人情報を手交する際の手順を怠ったこと。

4 再発防止策

- (1) 米子所において、令和6年4月22日、緊急の幹部会議を開き、所長から幹部職員を通じて全職員に対して、本事案の概要を説明し、改めて個人情報保護について徹底するよう指導した。また、基本動作の徹底のため「個人情報漏洩防止のためのチェックリスト」を各課部門ごと

に作成し、全ての窓口担当職員が来所者対応時に各課部門に応じた基本動作のチェックを行うこととし、米子所全職員に対し管理者による緊急個人情報保護研修を実施する。

(2) 鳥取労働局において、同年5月8日、労働局長から全所属長に対して、本事案の概要を伝え、個人情報の適切な取扱いを徹底するよう指示した。

また、同年4月25日、職業安定課長から全安定所長に対して、個人情報の保護に関する注意喚起を行うよう指示した。これを受けて、各安定所では、所長から全職員に対して、メール及び各部門ミーティングによって、個人情報の適切な取扱いに関する注意喚起を行った。

【担当】

鳥取労働局職業安定部職業安定課

課長 福田 豊

地方職業安定監察官 中島 聖吾

(電話) 0857(29)1707